

いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う若者の定着を図るため、大学等を卒業又は修了後に本市に定住して就職する者等で、在学中に奨学金の貸与を受けていたものに対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。以下同じ。）並びに学校教育法以外の法律により設置される施設であって、これらに準ずる教育を行う施設として市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金（以下「日本学生支援機構奨学金」という。）、いわき市奨学資金貸与条例（昭和45年いわき市条例第26号）に規定する奨学資金（以下「いわき市奨学資金」という。）並びに福島県奨学資金貸与条例（昭和27年福島県条例第58号）に規定する奨学資金（以下「福島県奨学資金」という。）並びに市長が適当と認める奨学金制度による奨学金であって、返還が開始されていないものをいう。
- (3) 市内事業所等 本市及び近隣の市町村に所在する本社、支社、支店、工場、事業所その他これらに類するものをいう。
- (4) 事業者 個人事業者又は法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営むもの

イ いわき市暴力団排除条例（平成 24 年いわき市条例第 41 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 7 号に規定する社会的非難関係者により営業が行われ、又は営業を支配されているもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業を営むもの

(5) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

(6) 正規職員等 次に該当する者をいう。

ア その雇用形態が次のいずれにも該当する正規に雇用されている者

(ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。

(イ) 所定労働時間が同一の事業者には雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

(ウ) 同一の事業者には雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

イ 所定労働時間がアに準ずる職員

ウ 自ら事業を営む者

(認定申請対象者)

第 3 条 第 5 条第 1 項の規定による市長の認定の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等に在籍している者であって、奨学金の貸与を受けている者

(2) 大学等を修業年限以内に、かつ、市長が別に定める認定に係る申請の期間の末日の属する年度に卒業又は修了することを予定している者

(3) 大学等を卒業又は修了後、卒業又は修了した翌月 1 日から起算して、6 か月以内に市内事業所等を有する事業者には正規職員等として就職することを予定している者

(4) 大学等を卒業又は修了後、市内に定住することを予定している者（前号に規定する者のうち、配属が未定であるが市内事業所等に配属になれば定住する予定である者を含む。）

(返還支援額)

第4条 奨学金の返還を支援するための補助金の総額（以下「返還支援額」という。）は、大学等に在学中に貸与を受けた奨学金の総額（高等専門学校は、1年次から3年次までに貸与を受けた奨学金の額を除く。）の2分の1の額とする。

2 返還支援額の上限額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	返還支援額の上限額
大学 大学院	64,000 円に奨学金の貸与を受けた月数を乗じて得た額の2分の1の額と、1,536,000 円とを比較して、いずれか少ない額
短期大学 高等専門学校 専修学校 その他市長が 適当と認める 施設	60,000 円に奨学金の貸与を受けた月数（高等専門学校にあっては1年次から3年次までの期間を除く。）を乗じて得た額の2分の1の額と、1,536,000 円とを比較して、いずれか少ない額

3 複数の大学等において奨学金の貸与を受けている場合の返還支援額は、卒業又は修了した大学等毎に算出した返還支援額を合計した額とする。ただし、当該合計した額は1,536,000円を超えることはできない。

4 返還支援額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5 返還支援額には、奨学資金の返還に係る利子相当額は、含めないものとする。

(交付対象者の認定)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、当該交付の対象者であることの認定を受けるため、市長が別に定める期日までに、奨学資金返還支援事業交付対象者認定申請書（第1号様式）により、その認定について市長に申請しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 応募理由書（第2号様式）
- (2) 政策提案書（第3号様式）
- (3) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第4号様式）
- (4) 学業成績証明書（大学生及び高等専門学校生にあつては在籍校の成績証明書、大学院生にあつては大学在籍時の成績証明書、短期大学生及び専修学校生にあつては高校在籍時の成績証明書、専攻科生にあつては本科在籍時の成績証明書）
- (5) 奨学金貸与証明書の写し

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、第3条各号のいずれにも該当する者であつて、補助金の交付を受けることが適当であると認めるもの（以下「交付対象者」という。）を認定するものとし、その旨を奨学金返還支援事業交付対象者認定通知書（第5号様式）により申請者へ通知するものとする。

4 市長は、前項の場合において、認定をしないときは、その旨を奨学金返還支援事業交付対象者不採用通知書（第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の種類及び交付要件）

第6条 補助金の種類は、年度払補助金及び精算払補助金とする。

2 年度払補助金は、交付対象者が大学等を卒業又は修了後、一の年度においてすべての月に渡り、市内事業所等を有する事業者正規職員等として就業し、かつ、市内に定住したことを要件として、年度毎に交付する補助金をいう。ただし、交付対象者の責に帰すことができない事由によって、その期間が12か月に満たないときは、この限りでない。

3 精算払補助金は、交付対象者が大学等を卒業又は修了後、市内事業所等を有する事業者正規職員等として最初に就職した日から起算して通算60か月以上、市内事業所等を有する事業者正規職員等として就業し、かつ、市内に定住したことを要件として交付する補助金をいう。

4 交付対象者は、最初に就職した日から起算して120か月以内に第2項及び前

項に定める要件を満たされなければならない。

- 5 公務員又はこれに準ずる法人職員等（独立行政法人職員等）は、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第7条 年度払補助金の額は、返還支援額に100分の10を乗じて得た額を上限とし、交付対象者が前年度に返還した額とする。ただし、交付対象者の責に帰すことができない事由によって、前年度に市内事業所等を有する事業者に就業し、かつ、市内に定住した期間が12か月に満たないときは、返還支援額に100分の10を乗じて得た額に市内事業所等を有する事業者に就業し、かつ、市内に定住した月数を乗じ12で除した額をその上限とする。

- 2 精算払補助金の額は、返還支援額から交付済みの年度払補助金の総額を減じて得た額とする。

- 3 精算払補助金の交付を受けた年度以降については、年度払補助金は交付しない。

- 4 補助金の額に、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（期間の算定方法）

第8条 就業期間の算定に当たっては、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上45日未満のときは、1月として計算し、45日以上の場合は2月として計算する。

- 2 離職期間は、初回就業月の初日から離職月数を計算しようとする月の末日までの月数から、就業月数を控除した月数とする。

（交付対象者の認定内容の変更等）

第9条 交付対象者は、認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに、奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）申請書（第7号様式）により、その変更の認定について市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、奨学金返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第3項の規定による交付対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の返還が全額免除された場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 交付対象者を辞退する場合
- (4) 大学等を退学した場合
- (5) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、修業年限以内に卒業又は修了できなかつた場合
- (6) 病気、けが、就職先の事業者（自ら営む場合における当該事業者を除く。）の都合等やむを得ない事情がある場合を除き、大学等を卒業又は修了後、卒業又は修了した翌月1日から起算して、6か月以内に市内事業所等を有する事業者（正規職員等）として就職しなかつた場合
- (7) 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き、自己都合により離職し、6か月を超えて市内事業所等を有する事業者（正規職員等）として就職しなかつた場合
- (8) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当した場合
- (9) 最初に就職した日から起算して、離職期間が通算で12か月を超えた場合
- (10) 最初に就職した日から起算して、120か月を超えた場合
- (11) 正当な理由なく、第17条に規定する報告又は調査に応じない場合
- (12) 奨学金の返還を延滞した場合
- (13) 市町村民税を滞納した場合
- (14) 市長が特に認める場合を除き、重複して他から奨学金返還の助成を受けた場合
- (15) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- (16) 規則又はこの要綱に違反する行為があつた場合

2 市長は、前項の規定による認定の取消しについて、奨学返還支援事業交付対象者認定変更（廃止）通知書（第8号様式）により交付対象者へ通知するもの

とする。

(補助金の交付申請)

第11条 交付対象者は、年度払補助金又は精算払補助金の要件を満たした日の属する年度の翌年度の6月30日までに、奨学金返還支援事業補助金交付申請書(第9号様式)により、当該補助金の交付について市長に申請しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、次に掲げる資料を添付しなければならない。なお、いわき市奨学資金の貸与を受けている者については、奨学金返還証明書を省略することができる。

- (1) 大学等卒業証明書又は修了証明書の写し(初回申請時)
- (2) 在職証明書(勤務地及び職種が確認できるもの)
- (3) 奨学金返還証明書
- (4) 住民票の写し
- (5) 就職先の事業者の概要を確認できる資料(初回申請時及び変更があった場合)
- (6) 政策提案状況報告書(第10号様式)
- (7) 市町村民税の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第12条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第13条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(補助金の交付決定)

第14条 市長は、第11条第1項の規定による申請を受けたときは、当該審査に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金交付の可否を決定し、奨学金返還支援事業補助金交付決定(不交

付) 通知書 (第11号様式) により申請者へ通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 第5条第2項第2号の政策提案書により交付対象者が提案した取組について、第11条第2項第6号の政策提案状況報告書の内容又は判明した事実関係等から、交付対象者が当該取組を実施していないことが明らかであるときは、市長は、補助金の交付を認めないことができる。

(補助金の支払い)

第15条 交付対象者は、前条の決定に係る補助金を請求するときは、奨学金返還支援事業補助金請求書 (第12号様式) を市長に提出しなければならない。この場合において、精算払補助金の交付を受けようとするときは、奨学金返還支援事業補助金の受領に関する委任状を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受理後、すみやかに、次の表の左欄に掲げる補助金の種類の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める者に補助金を支払うものとする。

区 分	支払を受ける者
年度払補助金	交付対象者
精算払補助金	当該奨学金の貸与を行う者。ただし、補助金の額が奨学金の返還残額を上回る場合の当該差額については、交付対象者。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定を受けた交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合には、その旨を奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書 (第13号様式) により交付対象者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の

全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告・調査への協力)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、奨学金返還支援事業交付対象者状況報告書（第14号様式）により状況の報告を求め又は奨学金の返還状況等に関する調査をすることができる。

2 交付対象者は、前項の状況の報告及び調査に協力しなければならない。

(関係書類の整備等)

第18条 交付対象者は、補助金の交付対象となった奨学金の返還に係る書類等を整備し、市長の要求があったときはいつでも閲覧又は写しを供せるよう、補助金の交付が終了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 交付対象者は、報告等を求められた場合には、速やかにその求めに応じなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成29年7月7日）

1 この要綱は、平成29年7月7日から実施する。

2 この要綱に基づく補助金の認定申請対象者について、平成30年3月31日までの間は、第3条の規定にかかわらず、同条第2号中「認定申請日の属する年度の翌年度」とあるのは、「認定申請日の属する年度又はその翌年度」とする。

附 則（令和2年1月31日）

この要綱は、令和2年1月31日から実施する。

附 則（令和3年8月1日）

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

附 則（令和4年1月28日）

この要綱は、令和4年1月28日から実施する。